

## 規 則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十五号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第二号中「参加申し込み」を「参加申込み」に改め、同項第三号中「参加申込」を「参加申込み」に改める。

第二十九条第一項中「申込書に、次に掲げる事項を記載の上、競輪振興法人を経由して」を「方法により、」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「次に掲げる事項を記載した申込書で競技実施法人を経由して」を「競輪振興法人所定の方法により、」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とする。

第三十一条第二項中「理由を記載した書面」を「その旨及びその理由」に改め、「競輪振興法人」の下に「及び競技実施法人」を加え、「提出し」を「申し出」に改め、同条第三項を削る。

第三十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三十四条第一号中「参加申込書の記載事項」を「参加申込みの内容」に改める。

第五十条第一号中「参加申込書の記載事項」を「参加申込みの内容」に、「とき。」を「者」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「とき。」を「者」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。